

合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

令和7年3月19日

告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、18歳以下の自転車利用者のヘルメット着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減を図り、市民の安全と安心に資するため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費に対し合志市自転車用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマークが付された新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合するものに付されるSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が定める安全基準に適合するものに付される

JCF公認マーク又はJCF推奨マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が定める安全基準に適合するものに付されるCEマーク

(EN1078規格に適合する場合に付されるものに限る。)

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合するものに付されるGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が定める安全基準に適合するものに付されるCPSCマ

ーク (CPSC1203規格に適合する場合に付されるものに限る。)

カ アからオまでに類するマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日において18歳以下の者で、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている自転車利用者をいう。

(3) 保護者 使用者の親権を行う者、使用者を現に監護する者、使用者の親族で、社会通念上、使用者を保護する責任がある者及び未成年後見人等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

- (1) 使用者が使用するヘルメットを購入してから1年以内に申請すること。
- (2) 本市又は他の自治体から同一使用者のヘルメットに係る購入費について補助を受けていないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 合志市暴力団排除条例（平成24年合志市条例第1号）第2条第1号及び第2号までの規定に該当しない者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、使用者が着用するヘルメットの購入に要する経費（消費税を含む。送料、装飾品等を除く。以下「経費」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる経費の区分に応じて定める額とする。

- (1) 経費が2,000円以上の場合 2,000円
- (2) 経費が2,000円未満の場合 経費相当額

（交付の制限）

第6条 この要綱に基づく補助金の交付は、使用者1人につき1個かつ1回を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号。以下「交付申請及び実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 購入した際の領収書の写し（ヘルメットの価格、型番、数量及び販売店名が記載されているもの）
- (2) 第2条第1号に掲げる認証等に適合していることが分かるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、窓口、郵送又は電子申請により申請することができる。

（交付決定及び確定等）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請及び実績報告書を受理したときは、申請に係る内容を審査の上、適当と認めるときは、交付の決定及び額の確定を行い、合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査等の結果、不適当と認めるときは、合志市自転車用ヘルメット購入

補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 補助金の交付の決定は、交付申請及び実績報告書を受付順に審査して行うものとする。
ただし、同日に到達した交付申請及び実績報告書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。
- 4 市長は、交付決定をした場合は、交付申請及び実績報告書とともに提出された合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付請求書（様式第4号）に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（検査等）

第10条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

【様式ファイルあり】

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

合志市長

合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった合志市自転車用ヘルメット購入補助金について、合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定をし、併せて額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 _____ 円
- 2 補助対象使用者

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

合志市長

合志市自転車用ヘルメット購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった合志市自転車用ヘルメット購入補助金については、下記のとおり不交付と決定しましたので、合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象使用者
- 2 不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

合志市自転車用ヘルメット購入補助金交付請求書

合志市自転車用ヘルメット購入補助金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

年 月 日

住所
氏名

補助金の振込先口座

銀行
金庫
農協

支店
支所 普通・貯蓄・当座

口座番号

口座名義(カナ)

※カタカナでご記入ください。

※ゆうちょ銀行口座への振込は下記へご記入ください。

ゆうちょ銀行 1普通 ・ 4貯蓄 ・ 9その他

口座番号 (通常番号)記号

--	--	--	--	--	--

番号

										1
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(銀行 NET 番号)店番

		8
--	--	---

番号

--	--	--	--	--	--	--	--

口座名義

(カナ)

※カタカナでご記入ください。

(あて先)合志市長

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)